学校法人千葉明徳学園 役員報酬等に関する規程

第1章 総則

(目 的)

第1条 この規則は、学校法人千葉明徳学園(以下「この法人」という。)の寄附行為第3 9条の規定に基づき、理事長、常勤役員(学長及び校長等をいう。)及び非常勤役員(理 事及び監事をいう。)の報酬、手当、退職金及び旅費について必要な事項を定めることを 目的とする。

第2章 報酬及び手当

(報酬)

- 第2条 理事長の報酬額は、別表第1のとおりとする。
- 2 非常勤役員の報酬の額は、別表第2のとおりとする。
- 3 特別な任務を委嘱された非常勤の役員については、理事会の議を経て前項の報酬に一定 額を加給して支給することができる。

(理事手当)

第3条 常勤役員については、職員給与規程に基づき支払う給与のほか、理事手当を支払う 。手当の額は、別表3のとおりとする。

(期末手当)

- 第4条 理事長には、報酬のほか期末手当を支給する。
- 2 期末手当の額は、別表第4のとおりとする。

(支給方法)

- 第5条 理事長及び非常勤役員への報酬の支給期間、及び常勤役員への理事手当の支給期間 は就任月から退任月または退職月までとする。
- 2 理事長への期末手当支給方法については、職員の例による。
- 3 前条の期末手当は、夏期手当及び冬期手当に分け、それぞれ6月及び12月に支給する。

第3章 退職金

(退職金の支給)

- 第6条 理事長及び常勤役員が退任または退職したときは、退職金を支給する。
- 2 理事長及び常勤役員の退職金支給方法については、職員の例による。

第4章 旅費

(旅費の支給)

第7条 理事長及び常勤役員が出張した場合には、旅費を支給する。

(旅費の種類及び旅費額)

- 第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。
- 2 旅費の額は次のとおりとする。

鉄道賃 実費

船賃 実費

航空賃 実費

車賃 実費

宿泊料 実費

(出張雑費)

第9条 出張の性質により、この規則による旅費のほかに、当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。

(交通費)

第10条 交通費は、非常勤役員が理事会等に出席した場合に支給するものとし、その額は 実費とする。

(出張に関する規程の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、出張手続及び旅費の支給について必要な事項は、 職員の出張に関する規程を準用する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

(公表)

第13条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬の 支給基準として公表する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。(改正条項 別表2)

附則

この規程は、平成23年6月28日から施行する。(改正条項 別表1)

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(改正条項 第1条、第12条、別表 2、新設条項 第13条)

別表第1 (第2条関係)

理事長の報酬額

月 額 850,000

別表第2(第2条関係)

非常勤役員の報酬額

副理	事長	(月額)	1 2 0,	000円
理	事	(月額)	60,	000円
監	事	(月額)	60,	000円
監	事 (月額)	週1日	120,	000円

別表第3 (第3条関係)

常勤役員の理事手当の額

月 額	30,	000円
-----	-----	------

別表第4 (第4条関係)

理事長の期末手当の額

夏期手当	1,774,000円
冬期手当	1,774,000円